

東洋医療を考える会 会報

発行元:NPO 法人 医療を考える会

住所 渋谷区代々木2-39-7メゾン代々木201号

TEL 03-3375-6151 / FAX 03-3299-5275

メール iryu-kangaeru@waltz.ocn.ne.jp

ホームページ <http://npo-iryu.org/>



2025年 新年の抱負

理事長 山西俊夫

昨年11月の総会でNPO「医療を考える会」(現「東洋医療を考える会」)創立時からのメンバーだった山口充子前事務局長が退任されました。

会の活動はもちろん、恒例行事で毎月開催していたボランティア活動の体験マッサージを施術師の先生方と一緒に長らく担ってこられました。

文字通り会の重鎮でしたので、会活動には大きな損失ですが、山口前事務局長の長年のご努力に改めて感謝いたします。ごくろうさまでした。

さて、今年から新体制で新たに“東洋医療に健康保険を適用させる”運動がスタートします。幸い、NHKの一人のディレクターさんも東洋医療に注目されてNHKスペシャル、文庫本出版で東洋医療の効用をアメリカ、ドイツでの普及と対比して報道に力を入れてくれているのを見るにつけ、日本の現状は世界の流れに一周遅れで取り残されているように感じます。

私は常々考えているのですが、明治維新以来の官僚機構の頑迷さこそ、今日の遅れをもたらしている原因のように思えてなりません。

それと我々国民の無関心さがそれを許してきたと反省させられます。その悪弊を正す運動に参加できることは、老い防止に大いに効果ありとわくわくしてきます。

今年一年、全国に運動を展開する勢いで頑張りましょう!



会員のみなさま 本年もよろしくお願ひ致します（理事からのご挨拶）

理事 田中 榮子

明けましておめでとうございます。「多く人は毎日を健康で穏やかに暮らしたい」と願っています。一つは、東洋医療を健康保険で、自由に受けられる様になったら、この願ひが実現していくのです。現在の日本は、一人ひとりが国の主人公です。展望は拓いていけます。私たちは引き続き力を合わせ、必要な行動をしていきましょう。そして、平和で明るい年にいたしましょう。



理事 岩下 幸卯

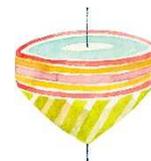


新年明けましておめでとうございます。
健康保険で患者さんが、鍼灸治療、あん摩マッサージ指圧治療を選べる制度の改善を目指し、会の発展のために微力ながら尽力いたしますので本年もよろしくお願ひします。



理事 土田 仁

今まで諸先輩方が、大変素晴らしい重みのある実績を残されて来た事に敬意を持ちながら、様々な事をお勉強させて頂く機会にしたいと考えて居ります。先輩方の取り組まれてきた活動や心構えは、大変素晴らしく尊敬に値するものがあります。近年、後継者不足から様々な問題が出て居り、それらを改善できるより良い安定した方向に組織づくりに取り組んでいけたら、そんな形でお役に立てれば幸いです。どうぞよろしくお願ひ致します。



理事 清水 一雄

今年 11 月 24 日開催された令和 5 年度総会にて理事になりました。
故相葉計佳元理事長が初代として就任せられて今回で 20 回目の総会を迎えました。よく継続してきたなという思いです。平成 17 年 2 月に NPO 医療を考える会の設立準備会を発足し私は発起人メンバーの一人でした。
翌、平成 18 年 1 月に NPO 法人の認可が下り「NPO 法人医療を考える会」が誕生しました。前相葉計佳理事長はご逝去された平成 26 年まで担っていただき、その後山西俊夫理事長が就任され現名称になり現在に至っています。



私が理事に立候補した理由

- ① 一般の人にも施術者にも魅力ある会を目指したい。
- ② 未来永劫継続するために理事の若返りを図りたい。
- ③ 東洋医療（はり・きゅう・あん摩マッサージ指圧）として

健康保険で差別な

く受けられるように患者さんを支えていきたい。

2. 健康保険で差別なく受けられる東洋医療を目指して

治療院開業当時は自由診療でやっていましたが、患者さんから健康保険の要望があり保険者から出来ると言われ、それがきっかけで健康保険を取り扱ったのが始まりです。平成2年の時初めて保険申請（償還払い）し、いきなり不支給を体験しました。

何も知らずに審査請求に応じたところ不支給を撤回させることが出来ましたが、この時初めてはり・きゅう・あん摩マッサージが差別されていることに気づきました。審査請求は患者に権利があり、施術者には権利がありません。

平成31年からは念願の受領委任になりましたが、企業の健康保険組合は償還払いのところが多く、厚労省通知を無視して独自の基準を設けてはり・きゅう・あん摩マッサージの健康保険での受診に制約を加えています。

患者の受ける権利のはく奪であり理不尽なことが堂々で行われています。この問題を解決するためにも施術者は何も知らない患者さんを支え問題解決に取り組む必要があります。

そのためにも「NPO 法人東洋医療を考える会」は患者を支える会として尽力したいと思います。

令和5年12月15日渋谷区の上原社会教育会館にて開催されました「NPO 東洋医療を考える会」総会のご報告です。

2025年活動計画

理事長 山西俊夫

東洋医療の普及

各団体に（同業者以外にも）訴える事で、健康保険で鍼灸マッサージ治療を受けられる制度の改善へ声を広げていく。全国組織である「健康保険ではりきゅうマッサージを受ける国民の会」の拡大強化に 努め、国民運動を展開する。

「国民の会」の拡大強化のために、健康保険により国民が鍼灸治療、あん摩マッサージ指圧治療を選ぶことのできる制度の改善案を明らかにする。

どのような制度改善を行うのか、健康保険で伝統医療を患者選べる制度改善案を明らかにし、一般社団法人鍼灸マッサージ師



会および「国民の会」とも連携し、制度改善対策を明記した要望書を作成し、議会に制度改善をよびかける運動を展開する。

ホームページを活用し、健康保険を利用した鍼灸マッサージ治療の普及、会の PR 新規会員の獲得に努める。患者同士の相互の親睦学習会を通じ東洋医療への理解を深める。一般社団法人鍼灸マッサージ師会と連携し東洋医療を深める運動を行う。稲田公園野外パーティーに参加。千駄ヶ谷社教館祭りに参加する。毎月の体験マッサージの開催。定期総会の開催。会報（年3回）。理事会2か月に1回。講演1回。レクリエーション1回。（以上、総会で承認された3号議案活動計画）

議長選出

司会者、岩下幸卯(いわしたゆきしげ)より挨拶に続き、議長を選出したいとの呼びかけがなされ、これに対し議場より司会者一任の声があり、司会者は議長に松尾洋子氏を指名した。

山口充子副理事長より総会成立について、総会員162名過半数が81名 委任状88名 出席15名 合計定員103名、との総会成立の報告がなされ、議案の審議に入った。

第1号議案 活動報告 山口充子

当会の活動目標

当会は平成17年8月22日、渋谷区千駄ヶ谷社会教育館にて設立総会を開催し発足となりました。主な活動は漢方、鍼灸、あんまマッサージ指圧治療など、東洋医療の普及により国民の医療を充実させることが目標です。

東洋医療の普及のために、国民が東洋医療を利用できる健康保険制度の抜本的改善が必要です。この目的のために、国民と医療関係者が協力する組織として活動しています。

10年前に健康保険制度を改善を目的に、関西の皆さんと協力する、より発足した国民の会と協力し署名を集めて居り本団体に合計14338筆、東洋医療を考える会と国民の会全体で40188筆です。

令和5年度活動報告

稲田堤公園の稲田堤パーティ

11月3日文化の日、NPO法人東洋医療を考える会と鍼灸マッサージ師会の合同のボランティア活動、初めは神奈川の鍼灸マッサージ師会が行った行事でしたがその後、引き継ぎました。オープニングは地元の勇壮な中の島太鼓ではじまりました。晴天に恵まれコロナの影響が長かった中止、雨天で中止などからの再開、沢山の人が集まり若者たちにもぎやかでした。あん摩マッサージ指圧治療を体験してもらい、伝統医療への理解を広げる目的で参加してきました。10時開始で参加者は6名。8名施術をし、署名は14筆。

千駄ヶ谷社教館祭り

渋谷区在住のグループサークルが集まる千駄ヶ谷社教館祭りが、今年から文化祭という名称になりました。ここでも、毎年、事業に参加してきた実績のために、あん摩マッサージ指圧治療を行い、伝統医療への理解を広げる場ができています。

東洋医療を考える会が活動する場所は1階ロビーです。施術を受けた方から感想をアンケートに書き署名をお願いして居ります。田中榮子先生が脈を測り問診した内容を記載して居ります。

終わった時には署名とまたの参加をお願いしております。

年に1回のレクリエーション。今年は4月7日練馬区立牧野記念庭園を探索しました。当日は天気にも

恵まれ桜が好きだった牧野博士の庭園の桜は花盛りでした。

第2号議案 令和5年度収支報告 山口充子

収入

施術者142名。一般会員16名。受け取り会費497,000円。賛助会員受け取り会員、施術者150名。一般31名。受け取り寄付金0。受け取り補助金0。稲田堤事業収益13,000円
千駄ヶ谷社教育館祭り事業収益0。体験治療事業収入44,000円

支出

体験治療、資料代、44,000円→収益は治療を行った施術者に活動費として支払った。
その他の収益受け取り**収益554000円**。經常費用事業費人件費講演会講師謝礼73,000円
日当78,000円。その他経費183,173円。福利厚生費10,771円。交通費8,497円。
通信費郵送代48,774円。印刷製本会報イベント案内チラシ48,400円。
広告宣伝費44,700円。消耗品費6,275円。賃貸料7,500円。合計261,173円。
人件費会議日当98,000円。その他経費205,614円。福利厚生費参加者御茶代2208円。
事務用品14,000円。新聞図書費3,000円。会福祉協議会会費6,000円。支払手数料320円。地代
家賃60,000円。管理費303,614円。**經常費用564,787円**。増減額-10787円。
經常害収益受取利息0。損益修正費0。經常害費用3円。当期經常外上限額0。
当期計上額増減額3円。次期繰り越し正味財産額-10,784円
(東京都へ提出する令和5年度活動計算書を添付してあります。収支理解の参考にしてください)

会計監査報告 西川 ミヨ

帳簿と現金と照らし合わせた結果相違ございませんでした。

西川監査委員より監査結果の報告がなされ、議長の呼びかけに答えた参加者の拍手により令和5年度収支報告は承認された。

4号議案 令和6年度予算案 山口充子

収入 619,000円

1) 受取り会費 509,000円 施術者正会員142名 一般性会員20名 324,000円
賛助会員施術者150名、賛助会員一般35名、185,000円

2) 事業収益 110,000円 講演会事業収益30,000円。体験事業収益(資料代)50,000円。
稲田堤野外パーティー事業収益30,000円。

支出 (1事業費 2管理費に区分、事業費は(1)人件費(2)その他の経費に区分され、
管理費は(1)人件費、(2)その他の経費に区分されている。)

講演会講師謝礼30,000円。事業日当80,000円。福利厚生費10,000円。旅費交通費10,000円。通信費
郵送代として6,000円。印刷製本費50,000円。荷造り運賃9,000円。稲田堤関係費7,500円。
広告宣伝費12,000円。ホームページ管理費更新料29,000円。予備費2,500円
合計300,000円 受け取り寄付金、助成金 0
管理費 人件費10,000円。会議0円日当100,000円。旅費交通費30,000円。通信費郵送代40,000円。印
刷製本費60,000円。文房具など15,000円。新聞図書費3,000円。諸会費6,000円。

地代家賃 60,000 円。予備費 2,500 円。 管理費合計 319,000 円 経常費用合計 619,000 円
(東京都へ提出する令和 6 年度予算案を添付しました。予算を理解するため参考にしてください)

5 号議案理事、監事改選の件

理事候補、 山西俊夫 高橋養蔵 岩下幸卯 田中榮子 清水一雄 土田仁
監事候補 久下勝通

4 号議案、5 号議案はいずれも、承認の方は拍手をお願いしますとの議長の呼びかけに対し、参加者の拍手により承認されました。

「NPO 東洋医療を考える会」開催「坂田哲也先生の講演」のまとめ 鍼灸医学と健康保険について

田中榮子

1 東洋医学と西洋医学の違い

主な特徴は、西洋医学は病名を重んじ病気を見て、その原因を取り除く。
東洋医学はその病人を見て、自然治癒力を引き出すやり方です。

2 東洋医学の基本

- ◎天人合一・・・人間も自然界の一生物ととらえ、生活法、食事法は身土不二の考え方で、その環境でできた食べ物を、その旬にとる方法。
- ◎おなか（腹）、特に腸の働きを重要視して診察、治療する。免疫力を強める。
- ◎大塚亮先生は「脳腸相度」の考えをあみだした。
- ◎鍼灸の効果__現在の健康保健適用病名、7 種類以外でもその病人に適切な鍼灸治療を行えば、その治癒力を高めていく。椎間板ヘルニアや癌に対しても様々な病院で研究がすすめられている。
- ◎日本の視覚障害者と鍼灸__杉山和一氏は視覚障害があり、灸術研鑽を重ねられ世界に通じる「管鍼術」編み出し、視覚障害者の鍼灸技術学校を設立されました。
- ◎日本型東洋医学の基礎__澤田健氏は躰下丹田を主とした太極療法を普及されました。

3 上医は国を治す

上医、中医、下医とあり。すぐれた医者は国を救う。戦後、GHQ は日本の鍼灸を認めようとしなかった。盲学校の教員や学生たちが全国から陳情に押しかけ、国民の働きかけにより鍼灸、東洋医療はまもられた。

戦後「日本国憲法」の成立によって、国民一人ひとりが国の主人公となった。また、憲法第九条「戦争の放棄」の大切さ、、、二度と戦争をしない事を明らかにした。

しかし、現在、世界では戦争が続いている。ロシアのウクライナ侵略、イスラエルのガザへの攻撃など。

4 鍼灸の保険の話——健康保険は患者のもの。

實際上、まず、医師に同意書、診断書を書いてもらうことが必要。

「医師による適切な治療手段がない場合に鍼灸師に回す」とやってきたのが1967年、保発32号の通知による支給の仕組み。

その前、1950年、保発4号（厚生省保険局より）「すべて医師の同意書を添付する等、医師の同意のあったことを確認するに足る証拠を」そろえる。このように決められている。

これは、現在の一人、ひとりが国の主人公となっている時代には、考えなおした方がよい内容です。実情に合わなくなっている。みんなで学び、必要な声を上げていきたい。

鍼灸、東洋医療を健康保険で安心してかかれるように変えていきたい。

坂田先生、本当にありがとうございました。

ご参加の皆さま（18人）にも御礼申し上げます。

私たちは東洋医療に気兼ねなくかかれるように引き続き出来るところで行動していきましょう。

ごあいさつ

58歳からこの世界の事務所に採用され今年83歳になり25年たちました。

80歳を過ぎて退会しようと思っていましたが、周りの方々から励まされて続けてくる事が出来ました。

最近認知に不安を感じ、若い人々に負担をかけると退会を決意しました。

少しの間、体験マッサージのお手伝いはできたらと思っていますが、私の残された時間を自由に生きたいと思っています。

さて、最近のテレビは戦争によって街が財産が壊され住むところを奪われ罪のない子ども達、母親の泣き叫ぶ声が絶えることもなく続いています。日本もそうなるかもと不安を大きくしています。

日本は憲法9条があるからと安心していましたが憲法が変えられ大国アメリカの言いなり。高い軍備を買わされ自衛隊を先頭に使われ軍隊としてこれから2万人採用するために軍備費の予算は3倍になりました。

物価高の中、福祉や医療、教育の予算にこそ増やしてほしい。

戦地に送られる若者たち子どもや孫たちに夢や希望をなくさないために国の予算は使ってほしい。老後が安心して暮らせること東洋医療を西洋医療と同じように保険証を使って患者が選べる医療になるよう願ってやみません。

長い間、大変お世話になりました。ありがとうございました。

皆様には来年がより良い年になりますように

2024年12月28日 山口充子

いままでを振り返って

令和6年12月26日 西川 ミヨ

私は頸腕症候群に罹患して、中央区の鉄砲洲診療所で鍼灸治療や漢方薬の治療を受け回復することができました。この経験から鍼灸のすばらしさに目覚め、鍼灸師の資格取るために早稲田医療専門学校昼の部に入学し、無事に鍼灸師の資格を取得しました。

当時は、三人の子育ての中で、明日は授業のテストがあるという時に限って、次男が熱を出したり大変な思いをしながらなんとか授業についていき、資格試験を乗り越え卒業しました。

卒業後の仕事は、夫の両親の遠距離介護があり、出張出前治療専門の治療師として始めました。

PTA やコーラスの仲間や担任の先生が応援して下さい、仕事に繋がりがありがたい思い出いっぱいでした。仲間のみなさんからの患者さんの紹介で仕事ができるようになり、現在に至っています。

出前出張治療を継続するには鍼灸師として、体力も気力も必要です。そのために、鍼灸治療を週1回定期的に受けています。太極拳教室に週1回、モダンダンスも週1回のレッスンに通っています。モダンダンスは発表会があり、舞台上踊ることが励みとなり楽しみにしています。舞台上のスナップ写真をパソコン教室マイカレンダー作りに取り入れて、出来上りを友達や太極拳仲間に見ていただき「すごい素敵なマイカレンダーだね」と褒められてよい気分でした。

鍼灸師の仕事はズーと継続したいと思っていますので、このペースで頑張りたいです。

人生楽しく生きたいと思います。月1回、歌声喫茶ともしび（ケンケン会）を作り20年以上継続しています。毎月第2火曜日午後5時から定例化していますのでお気軽にご参加ください。

健康保険で「あはき」治療を国民が選べる制度へ改善を

理事 久下勝通

昨年の10月に行われた衆議院議員選挙では、自民党、公明党の与党は50議席以上の議席を減少させ、衆議院議席の過半数を維持できませんでした。その結果、意見の異なる問題では政党間の話し合いが行われ、総理と政党代表との話し合いも行われ一致点をさぐる様子が、少し見えてきました。話し合いで一致を見つけるいい傾向だと思います。

鍼灸マッサージ指圧治療を国民が選べる健康保険制度への改善が、われわれの目標です。

この目標へのむかって、われわれの健康保険制度の改善案をまず明らかにすることが必用です。

鍼灸治療、あん摩マッサージ指圧治療も健康保険で国民が選べる改善案を、各党の議員へ積極的に持ち込むべき状況ではないでしょうか。

健康保険法 87 条では、はり、きゅう、あん摩マッサージ指圧治療は、医師の治療が困難と保険者が認めた場合にだけ認めるのです。次々に出される現代医療優先の厚生省通知に従って、保険者が支給すると認めたものだけが、療養費の支給となるのです。憲法が明かにしている、国民の医療受ける権利、医療を選ぶ権利を無視する内容です。

厚生省は通知（通知平成3年6月28日医事58）により理由も明らかにせず、はり師きゅう師、あん摩マッサージ指圧師が医業類行為を行なう者だとしています。この厚生省見解はごまかしです。戦後に制定された現在の憲法のもとで、開催された第1回国会にて「あん摩、はり、きゅう、柔道整復等営業法」が制定されました。この法律により免許を受けた者は、それぞれ業務の範囲で医業の一部を行うことが認められたのです。伝統医療排除の見解をただし「あはき治療」を健康保険で選べる改善案を、国民にも国会議員にも検討をお願いすべきだと思います。